

# マル福・マル美（医療費助成）の制度が大きく変わります

■問合せ 国保年金課医療福祉担当 ☎029-885-0340(内線116)

## 変わる③

### 高校生相当までの小児について 自己負担分の給付方法を変更します

～マル福自己負担金を金融機関口座へ自動償還します～



小児を対象としたマル福では、医療機関窓口で支払ったマル福自己負担金を、領収書や申請書等を役場窓口へ提出していただくことで助成していましたが、平成31年4月より指定の金融機関口座へ自動的に助成額を振り込む方法(自動償還)に変更します。

自動償還を行うには、新たに口座登録の手続きが必要です。

高校生相当までのお子さんをお持ちのご家庭に手続きに関する案内を送付しますのでご確認ください。

以下の場合には自動償還の対象外です。従来通り領収書や申請書等の提出が必要です。

- ・医療機関窓口でのお支払いが600円未満だった場合
- ・県外の医療機関を受診した場合
- ・平成31年3月以前に医療機関を受診した分

★詳しくは個別に送付する通知をご確認ください。

マル福・マル美（医療費助成）の制度が大きく変わります

## 変わる①

### 高校生相当までの全てのお子さんの 医療費を無料化します

～平成31年4月から高校生の医療費(外来診療分)を助成します～



平成31年4月より、小児を対象とした医療費助成制度を拡大し、高校生相当のお子さんの外来診療分についても、医療費(保険適用分のみ)の助成を行います。これにより、0歳から高校生相当までのお子さんの医療費が全て無料化されます。

### 現在高校1・2年生相当のお子さんで 入院のみ有効の医療福祉費受給者証を…

お持ちの方	外来のみ有効の医療福祉費受給者証を3月下旬に送付します。改めて申請する必要はありません。
お持ちでない方	2月上旬に申請のご案内を送付しますので、お手続きをお願いします。

### 【高校生相当とは】

18歳到達後の最初の3月31日までの年齢の方\*。年齢が条件であり、就学、就職、婚姻の有無については問いません。  
※4月1日生まれの方は直前の3月31日まで。

## 変わる②

### マル美の受給者証を 医療機関で使えるようにします



### ●これまで

医療機関で医療保険の一部負担金(年齢により2割または3割)を支払い、後で村に領収書や申請書等を提出し払い戻しを受けていました。



### ●変更後

新たに発行されるマル美の医療福祉費受給者証(黄色)を医療機関に提示すると、医療費の支払いがマル福自己負担金と同額の負担のみで済むようになります。  
※県内医療機関のみ。県外で受診した場合は従来通り払い戻しの申請が必要です。



### 平成31年4月診療分より有効です。

対象の方には新しい受給者証を3月下旬に送付しますのでご確認ください。  
※平成31年4月より助成対象となる高校生相当の外来診療分についても、同様にマル美の医療福祉費受給者証を発行します。

### 【マル美とは】

所得制限によりマル福非該当となった方と中学生の外来診療分を助成する村単独の医療費助成制度。

### 【マル福自己負担金とは】

外来	医療機関ごとに、1日600円を限度に月2回 ※3回目以降は自己負担なし
入院	医療機関ごとに、1日300円を限度に月3千円まで
調剤	自己負担なし

## 産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

平成31年4月1日から、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したもものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産です。死産、流産、早産を含みます。



- ◆免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間  
多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間
- ◆届出期間 出産予定日の6カ月前から届出可能。ただし、届出ができるのは平成31年4月から。
- ◆届出先 役場国保年金課(4番窓口)
- ◆必要書類 出産前の届出の場合は、母子健康手帳などが必要です。出産後の届出の場合は村で出産日を確認できるため原則不要ですが、被保険者とそのお子さんが別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

■問合せ 国保年金課年金係 ☎029-885-0340(内線116)